

業務を行う体制の概要（薬局）

通常の営業時間

週当たりの営業時間等		
薬局の開店時間	①	時間
要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間	②	時間
要指導医薬品又は第 1 類医薬品を販売する時間	③	時間
情報提供するための設備	④	カ所

調剤及び医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況（週当たり）

	調剤に従事する勤務時間数	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間数	要指導医薬品又は第 1 類医薬品の販売に従事する時間数
薬剤師			
登録販売者			
総和	⑤	⑥	⑦

※⑤は特定販売のみに従事する時間数を除く

体制省令の適合（時間数は、週当たりの時間数の総和）

調剤に従事する薬剤師の勤務時間数	⑤	≥	①	薬局の開店時間
調剤に従事する薬剤師の員数		≥	$\frac{\quad}{40}$	予想される取扱処方箋数
要指導医薬品又は一般医薬品販売に従事する専門家の勤務時間数	⑥	=		≥ ②
情報提供設備の数	④			要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間数
要指導医薬品又は第 1 類医薬品の販売に従事する薬剤師の勤務時間数	⑦	=		≥ ③
情報提供設備の数	④			要指導医薬品又は第 1 類医薬品販売時間